

「別図1」

三重田地区

(三重田町及び畦町の各一部)

三重田町自治会公民館

国道202号

区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

「別図2」

現川地区

(現川町の一部)

現川公民館

現川駅

区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 200 400 600 800 1000 2000 (m)

「別図3」

間之瀬地区

(平間町及び松原町の各一部)

国道34号(長崎バイパス)

間の瀬中央公民館

滝の観音

〇 区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域(災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。)及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 300 600 900 1200 1500 3000 (m)

「別図4」

松原地区

(松原町及び古賀町の各一部)

松原上床公園

上床自治会集会所

肥前古賀駅

国道34号

区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 300 600 900 1200 1500 3000 (m)

「別図5」

中尾地区

(田中町及び現川町の各一部)

中尾中央公民館

中尾ダム

区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域(災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。)及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 300 600 900 1200 1500 3000 (m)

「別図6」

牧島地区

(牧島町の一部)

牧島町公民館

〇 区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 300 600 900 1200 1500 3000 (m)

「別図 7」

木場地区

(木場町の一部)

木場町公民館

木場公園

西山ダム

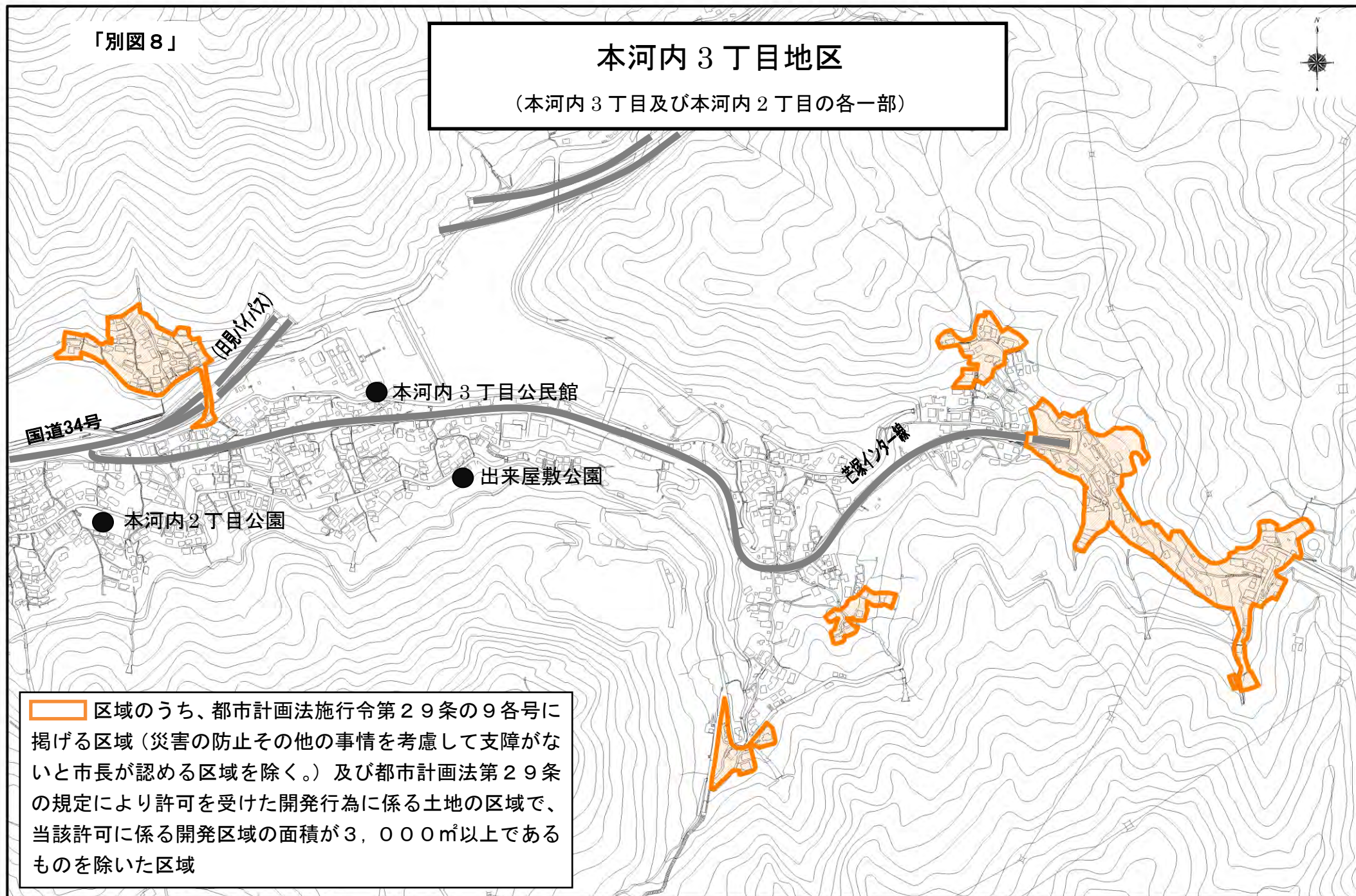
区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

「別図8」

本河内 3 丁目地区

(本河内 3 丁目及び本河内 2 丁目の各一部)



区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

「別図9」

奥山地区

(本河内4丁目の一部)



奥山集会所

本河内高部ダム

国道4号(旧141号)

区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域(災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。)及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000(m)

「別図10」

田手原地区 (田手原町、本河内1丁目及び本河内3丁目の各一部)

田手原町公民館

区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

「別図 1 1」

茂木西部地区

(茂木町及び田上 3 丁目の各一部)

西部公民館

茂木港

国道324号

区域のうち、都市計画法施行令第 2 9 条の 9 各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）及び都市計画法第 2 9 条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が 3, 0 0 0 m²以上であるものを除いた区域

0 300 600 900 1200 1500 3000 (m)

「別図12」

千々地区

(千々町の一部)

千々町自治会集会所

区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

大籠地区（大籠町及び晴海台町の各一部）

大籠町公民館

区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 100 200 300 400 500 1000 (m)

「別図 1 4」

川内町地区

(川内町の一部)



川内町集会所

国道 251 号

区域のうち、都市計画法施行令第 29 条の 9 各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。）及び都市計画法第 29 条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が 3, 000 m² 以上であるものを除いた区域

0 125 250 500 750 1,000
メートル

「別図15」

船石地区

(船石町及び中里町の各一部)



長崎自動車道

国道34号

船石公民館

船石公園

 区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域(災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと市長が認める区域を除く。)及び都市計画法第29条の規定により許可を受けた開発行為に係る土地の区域で、当該許可に係る開発区域の面積が、3,000㎡以上であるものを除いた区域

0 125 250 500 750 1,000 メートル